## 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要	件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算 I・Ⅱの場合は必ず「該当」	☑ 該当 □ 非該当	
イ 介護職	<b>東職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。</b>			
ロイに掲	げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。			
ハイ、ロに	こついて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての分	个護職員に周知している。		
/ 介護職	件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。 員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向 修の機会を確保している。	加算 I・Ⅱの場合は必ず「該当」 上の目標及び①、②に関する具	<ul><li>✓ 該当 非該当</li><li>体的な計画を策定し、研修の実施</li></ul>	
イの実 組内容 (該当 <sup>-</sup>	現のための具体的な取 質質向上のための計画に沿っての能力評価を行う。 ※当該取組 する項目にチェック(✔)で、具体的な内容を記 ② 資格取得のための支援の実施	の内容について下記に記載すること の研修を年3回以上実施。又事業所	内研修は、全ての職員が参加出来る様 「記に記載すること	
ロイにつ	いて、全ての介護職員に厚印している。		SCHITT - 1949/42 14 26	
<u> </u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	加算Iの場合は必ず「該当」	✓ 該当	
l <del></del>	竹皿 伏の1とは両方の基準を個にす。			
具体的するものること。	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✔)すること。)  経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条 ロ イについて、全ての介護職員に周知している。			
【処遇改善加算】	任等要件についてく共通> ※前年度に提出した計画書の記	載内容から変更がない場合は「変更ること。 (ただし、記載するに当たって		
区分		可容		
入職促進に向けた取組				
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築			
<b>()</b> / C 4 X / M L	世産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築			
資質の向上や キャリアアップ に向けた支援	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施  動きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等  研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動  エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入  上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保			
両立支援・多 様な働き方の 推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度			
	□ 等の整備 □ 有給休暇が取得しやすい環境の整備			
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実			
	□ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護□□	ボットやリフト等の介護機器等導入及	び研修等による腰痛対策の実施	
腰痛を含む心 身の健康管理	── 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施			
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施			
Ī	7 + 1 1 = 3			

生産性向上の ための業務改 善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減		
	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等によ る役割分担の明確化		
	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備		
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減		
やりがい・働き がいの醸成	▼ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善		
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施		
	□ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供		
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供		
5 見える化要件について<特定加算>※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔)			
実施している周知方法について、チェック(✔)すること。			
ホームページ への掲載	□「介護サービス情報公表システム」への掲載 / □ 掲載予定		
	□ 自社のホームページに掲載 / □ 掲載予定		
その他の方法による掲示等	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 掲載予定		
	→ その他( ) / □ 予定		